

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 86 第1四半期決算における留意点

今回は平成28年3月期決算の会社を前提として、第1四半期決算における留意点をご説明します。

(企業結合関係)

平成25年9月13日に改正された企業結合会計基準等により以下の変更点にご留意が必要です。当該企業結合会計基準等は平成27年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から本適用されます。

■子会社株式を追加取得した場合において、追加取得分と追加投資額との間に生じた差額は、のれん(又は負ののれん)とする処理から資本剰余金とする処理に変更されました(連結財務諸表に関する会計基準28項等)。

■子会社株式を一部売却した場合(支配が継続している場合に限る)において、売却持分と売却価額との間に生じた差額は、売却損益とする処理から資本剰余金とする処理に変更されました(連結財務諸表に関する会計基準29項等)。

■連結財務諸表における取得関連費用は、取得原価とする処理から発生した事業年度の費用とする処理に変更されました(企業結合に関する会計基準26項)。ただし、個別財務諸表における取得関連費用は従来通り取得原価とする処理のままです。

■四半期連結財務諸表において、四半期純利益から親会社株主に係る四半期純利益など、表示方法が変更されました(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則30条等)。

■暫定的な会計処理が確定した四半期会計期間等においては、企業結合日の属する四半期会計期間等に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行うこととされました(四

半期財務諸表に関する会計基準 10-4 項等)。当該処理は、適用する事業年度の期首以後に実施される企業結合から適用されます。期首以前に実施された企業結合についての暫定的な会計処理が、期首以後に確定した場合には適用されません。

(税効果関係)

平成 27 年度税制改正が公布されたことにより、税効果会計上、前期末に引き続き第 1 四半期決算についても、以下の点についてご留意下さい。

- 法人税率の引き下げ等により、一時差異等の解消見込年度に適用される税率が異なることにご留意ください。
- 欠損金の控除限度額が引き下げられるため、繰越欠損金の将来解消見込年度のスケジュールにおける解消見込額にご留意ください。
- 受取配当等の益金不算入割合が変更されるため、将来の課税所得の発生見込額の見積りにご留意ください。